

---

# 第 1 章 計画の基本事項

## 1 計画の目的

---

大和町（以下、「本町」とします。）では、平成 24 年（2012）3 月に障害者基本法に基づく市町村障害者計画及び障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画として「大和町障がい者基本計画・第 3 期障がい福祉計画」を策定し、『だれもが自分らしく生き、共生するまち大和』を基本理念として、広範な障がい者福祉事業や自立支援給付、地域生活支援事業等の円滑な実施に向け、各年度におけるサービス量等を見込むとともに、必要なサービスが提供されるよう取り組んできました。

また、平成 26 年度（2014）には「第 4 期障がい福祉計画」を策定し、サービス提供体制確保に関する成果目標を定め、障がいのある人の支援に努めてきたところです。

「障がい者施策」は、乳幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とし、しかもそれぞれの障がいの内容やおかれた状況も多様であるため、障がい福祉施策に対する支援ニーズも多様化しています。同時に、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安が顕在化する等、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

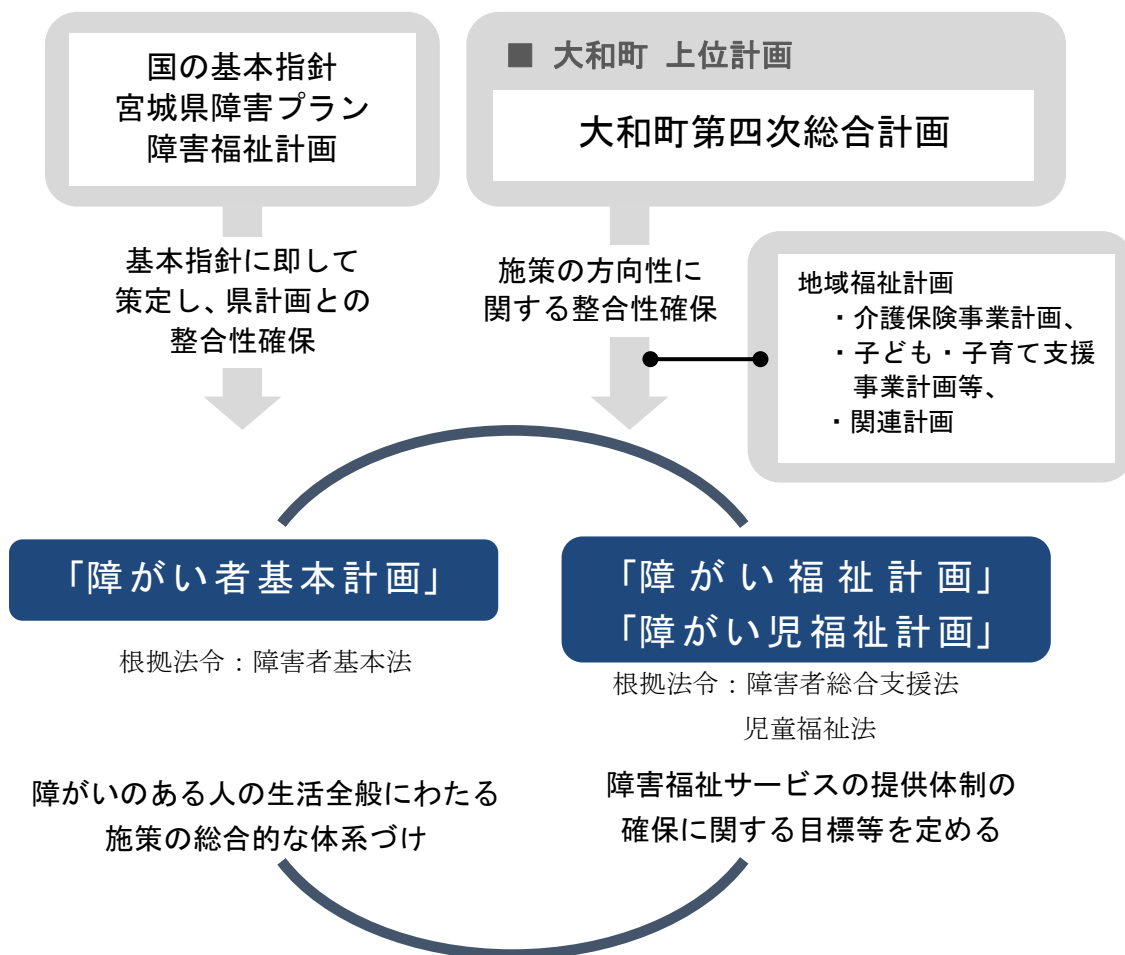
そのため、関連する法制度の改正等を踏まえ、障がいのある人の多様なニーズに対応し、お互いの人権を尊重しあいながら共生する社会の実現が求められています。

平成 29 年度（2017）には現行の計画期間が終了となることから、国の指針や県の計画、近年行われた制度改革を踏まえ、障がいのある人の多様な支援に対応し、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進する指針として新たに「大和町障がい者基本計画」、「第 5 期障がい福祉計画」、「第 1 期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とします。）を一体的に策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは次のとおりであり、「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」から構成されます。

図表 計画の位置づけ



### (1) 本計画の法定根拠

各計画の法的根拠は、以下のとおりです。

- 障がい者基本計画（障害者基本法 第11条 第3項）  
⇒ 主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。
- 障がい福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）  
⇒ 主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込み量を定めます。
- 障がい児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）  
⇒ 主に数値目標と障害児通所支援等の見込み量を定めます。
- その他  
⇒ 計画の策定に当たっては、上位計画である「総合計画」、「地域福祉計画」をはじめ、関連する介護保険事業計画、子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等、本町の保健福祉関連計画との整合にも配慮します。

## (2) 計画の対象者

本計画は、障害者基本法に定義された身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病等のある方を対象とします。

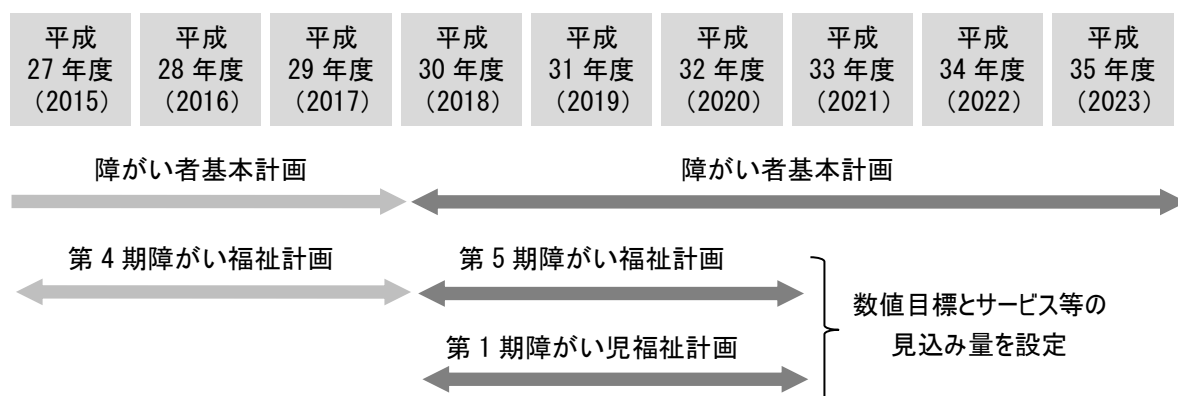
また、障がいの有無に関わらず、共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる住民の理解と協力が必要であることから、全住民を計画の対象とします。

## 3 計画の期間

「障がい者基本計画」については、平成 30 年度（2018）から 35 年度（2023）までの 6 か年、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」については、平成 30 年度（2018）から 32 年度（2020）までの 3 か年を計画期間として策定します。

なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画の期間



図表 (参考) 障がい福祉計画期間ごとの取り組み

第1期計画期間 平成 18～20 年度 (2006～2008)	第2期計画期間 平成 21～23 年度 (2009～2011)	第3期計画期間 平成 24～26 年度 (2012～2014)	第4期計画期間 平成 27～29 年度 (2015～2017)	第5期計画期間 平成 30～32 年度 (2018～2020)
平成 23 年度 (2011) を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込み量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障がい福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成 26 年度 (2014) を目標として、第3期障がい福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成 29 年度 (2017) を目標として、第4期障がい福祉計画を作成	基本指針を踏まえ、平成 32 年度 (2020) を目標として、第5期障がい福祉計画を作成 障がいのある子どもについても、基本指針に即して第1期障がい児福祉計画を作成

---

## 4 策定体制

---

### (1) アンケート調査による障がいのある人の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障がいのある人（身体障がい・知的障がい・精神障がい者（児）等）を対象に「病気や障がいのある方への支援・暮らしやすいまちづくりのためのアンケート調査」（以下、「障がい者アンケート」という。）を実施しました。

障がい者アンケートは、町内の障がいのある人 1,300 名に対し、郵送配布・郵送回収により実施し、611 名から回答をいただきました。

### (2) 障がい福祉に関する事業所アンケート調査の実施

富谷市・黒川圏域の障がい福祉の推進のため、業務を通じサービス提供者としての視点で感じている現状や課題等を把握し、地域課題や各種施策への具体的な取り組みを協働して検討するために、アンケート調査を実施し、本計画策定の基礎資料として活用することを目的とし、当圏域における地域課題の分析を行いました。

対象範囲を富谷市・黒川圏域で障害福祉サービス等を提供するすべての事業所の 58 事業所（平成 29 年 4 月 1 日現在）とし、調査期間を平成 29 年 4 月 13 日～平成 29 年 4 月 28 日で行い 46 事業所（回収率 79.3%）のご協力をいただきました。

### (3) 地域自立支援協議会による計画の審議

本計画は、「富谷市・黒川地域自立支援協議会」（以下、「地域自立支援協議会」という。）において、第 4 期障がい福祉計画の進捗状況を検討し計画へ反映しています。

### (4) 策定委員会による審議

本計画の策定は、障がい福祉関係団体代表者、保健、医療、福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成する「大和町障害者福祉計画推進協議会（以下、「策定委員会」という。）」において、審議を行いました。

---

## 5 障がい福祉にかかる制度の動き

---

平成 24 年（2012）3 月の「大和町障がい者基本計画」の策定以降、国の障がい福祉施策や法制度においては、大きな動きがみられました。

主な動きは次のとおりです。

### （1）障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年（2007）9 月に日本は障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成 26 年（2014）1 月に批准されました。この条約は、障がいのある人の人権や基本的自由を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がいのある人の権利を実現するための措置などについて定めたものです。

### （2）障害者基本法の改正

平成 23 年（2011）8 月に障害者基本法が改正され、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定されました。

また、障がいの定義に「発達障がい」が明記されるとともに、障がいのある人に対する差別の禁止などが規定されました。

### （3）児童福祉法等の改正

平成 24 年（2012）4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がいのある子どもへの支援の強化が図られました。これまで障がい種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年（2016）6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定めることが規定されました。

### （4）障害者虐待防止法の施行

平成 24 年（2012）10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）が施行されました。障がいのある人の権利利益の擁護を目的とし、障がいのある人に対する虐待の禁止、虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されています。

### （5）障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成 25 年（2013）4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることなど、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。

また、平成 28 年（2016）6 月改正では、平成 30 年（2018）4 月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスが追加されることになりました。

## (6) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年（2013）4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、障がいのある人の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされました。

## (7) 障害者差別解消法の施行

平成 28 年（2016）4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）に施行され、障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

## (8) 障害者雇用促進法の改正

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成 28 年度（2016）から雇用分野における障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度（2018）から法定雇用率の算定基礎に精神障がいを加えることが規定されました。

## (9) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年（2016）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に施行され、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

## (10) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年（2016）8 月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

## (11) ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年（2016）6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、障がいのある人、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障がいや疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、就職支援及び職場定着支援等、就労のための支援に取り組むとともに、共同生活援助（グループホーム）や就労支援事業等を推進することとしています。

